

○大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）の一部改正について 新旧対照表

制 定 平成9年3月28日 自技第35号
 最終改訂 令和2年12月25日 国自基第128号
 国自整第245号

改正後	現 行
<p>1～20 (略)</p> <p>21 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車として指定された自動車の車体の形状及びその判断基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 歩道等移動専用自動車</p> <p>専ら道路（専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。）の上を移動させること <u>又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項第1号に掲げる行為をすること</u>を目的として製作された自動車であって、当該目的に適する専用の車体を有し、かつ、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。</p> <p>① 長さ一・五〇メートル以下のものであり、かつ、幅〇・七〇メートル以下のものであること。</p> <p>② 最高速度が十キロメートル毎時以下のものであること。</p> <p>③ 乗車定員が一人のものであること。</p> <p>22～27 (略)</p>	<p>1～20 (略)</p> <p>21 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車として指定された自動車の車体の形状及びその判断基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 歩道等移動専用自動車</p> <p>専ら道路（専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。）の上を移動させることを目的として製作された自動車であって、当該目的に適する専用の車体を有し、かつ、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。</p> <p>① 長さ一・五〇メートル以下のものであり、かつ、幅〇・七〇メートル以下のものであること。</p> <p>② 最高速度が十キロメートル毎時以下のものであること。</p> <p>③ 乗車定員が一人のものであること。</p> <p>22～27 (略)</p>